

郡山市次世代自動車導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における燃料電池自動車及び電気自動車（以下「次世代自動車」という。）の普及を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図るため、次世代自動車を導入した者に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機（外部から充電する電池による駆動との併用を含む。）のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関と併用しない自動車をいう。
- (3) 燃料電池バス 燃料電池自動車のうち、自動車検査証の用途欄が「乗合」かつ乗車定員欄が11人以上の車両をいう。
- (4) 燃料電池トラック 燃料電池自動車のうち、自動車検査証の用途欄が「貨物」の車両をいう。
- (5) 電気バス 電気自動車のうち、自動車検査証の用途欄が「乗合」かつ乗車定員欄が11人以上の車両をいう。
- (6) 電気トラック 電気自動車のうち、自動車検査証の用途欄が「貨物」の車両をいう。

(対象者等)

第3条 補助金は、次に掲げる者に対して交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（以下「市民」という。）
- (2) 市内に事業所等を有する法人及び個人事業主（以下「事業者」という。）
- (3) 前2号に掲げる者に対してリース販売を行うリース事業者（以下「リース事業者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 郡山市税を滞納している者（リース事業者が申請者である場合は、当該リース車両の使用者も含む。）
- (2) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である者

(対象等)

第4条 補助金の対象、要件、対象経費及び額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月15日（休日等の場合はその前の休日等でない日。）までに、郡山市次世代自動車導入補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（第2号様式）
- (2) 対象の次世代自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (3) 申請者名義の売買契約書の写し

ただし、売買契約書に代えて注文書又は申込書の写しを提出する場合は、次のいずれかの

書類を添付すること。

ア 注文書又は申込書に、これらの書類をもって契約が成立する旨の記載があるときは、当該書類

イ ア以外のときは、当該書類の写しに加えて、契約成立を証する約款、特約事項等の写し

(4) 購入代金全額の支払いが分かるものの写し

(5) 補助金の振込先金融機関の口座（申請者名義）を確認できる書類の写し

(6) 自動車検査証の使用の本拠の位置が分かるものの写し（次世代自動車の使用者が事業者の場合に限る。）

(7) 貸与料金の算定根拠明細書（リース事業者に限る。）（第3号様式）

(8) リース契約書の写し（リース事業者に限る。）

(9) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。なお、規則第15条第1項に規定する補助金等の額の確定については省略する。

（交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（財産処分の制限）

第7条 補助金の交付を受けた者は、規則第20条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次世代自動車の車種及び自動車検査証の用途の区分に応じ、次の表のとおりとする。

車種	用途	期間
燃料電池自動車	/	4年
電気自動車（普通自動車）		
電気自動車（軽自動車）		
燃料電池バス	自家用	6年
	事業用	5年
燃料電池トラック	自家用	5年
	事業用	
電気バス	自家用	6年
	事業用	5年
電気トラック	自家用	5年
	事業用	

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
燃料電池自動車	<p>(1) 次に掲げる要件を全て満たす新車であること。</p> <p>ア 自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載された事項が、次に該当するものであること。</p> <p>(ア) 燃料の種類が、「圧縮水素」であること。</p> <p>(イ) 自家用・事業用の別が、「自家用」であること。</p> <p>(ウ) 使用の本拠の位置が、市内であること。</p> <p>イ 市長が定める期間内に、新車新規登録を受け、かつ、自動車検査証の交付を受けたものであること。</p> <p>ウ 申請者が、自ら購入代金の全額を支払ったものであること。</p> <p>(2) リース事業者が、申請者となる場合は、リース期間については4年以上とし、当該補助による補助金相当額以上が燃料電池自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が、使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用しない（同車種の燃料電池自動車を販売する見込みがない。）こと。</p> <p>(4) 本市以外の他の自治体（福島県を除く。）から、同一の車両を対象とした補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、200,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。
電気自動車（普通自動車）	<p>(1) 次に掲げる要件を全て満たす新車であること。</p> <p>ア 自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載された事項が、次に該当するものであること。</p> <p>(ア) 燃料の種類が、「電気」であること。</p> <p>(イ) 自動車の種別が、「普通」であること。</p> <p>(ウ) 自家用・事業用の別が、「自家用」であること。</p> <p>(エ) 使用の本拠の位置が、市内であること。</p> <p>イ 市長が定める期間内に、新車新規登録を受け、かつ、自動車検査証の交付を受けたものであること。</p> <p>ウ 申請者が、自ら購入代金の全額を支払った</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、100,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。

	<p>ものであること。</p> <p>(2) リース事業者が申請者となる場合は、リース期間を4年以上とし、当該補助による補助金相当額以上が、使用者が負担するリース料に充当されるものであること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が、使用者となる場合は、当該車両を販売促進活動に使用しない（同車種の電気自動車を販売する見込みがない。）こと。</p> <p>(4) 本市以外の他の自治体（福島県を除く。）から、同一の車両を対象とした補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>		
電気自動車（軽自動車）	<p>(1) 次に掲げる要件を全て満たす新車であること。</p> <p>ア 自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載された事項が、次に該当するものであること。</p> <p>(ア) 燃料の種類が、「電気」であること。</p> <p>(イ) 自動車の種別が、「軽自動車」であること。</p> <p>(ウ) 自家用・事業用の別が、「自家用」であること。</p> <p>(エ) 使用の本拠の位置が、市内であること。</p> <p>イ 市長が定める期間内に、新車新規検査を受け、かつ、自動車検査証の交付を受けたものであること。</p> <p>ウ 申請者が、自ら購入代金の全額を支払ったものであること。</p> <p>(2) リース事業者が、申請者となる場合は、リース期間を4年以上とし、当該補助による補助金相当額以上が、使用者が負担するリース料に充当されるものであること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が、使用者となる場合は、当該車両を販売促進活動に使用しない（同車種の電気池自動車を販売する見込みがない。）こと。</p> <p>(4) 本市以外の他の自治体（福島県を除く。）から、同一の車両を対象とした補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、50,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。

<p>燃料電池バス</p>	<p>(1) 次に掲げる要件を全て満たす新車であること。</p> <p>ア 自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載された事項が、次に該当するものであること。</p> <p>(ア) 燃料の種類が、「圧縮水素」であること。</p> <p>(イ) 用途が、「乗合」であり、かつ、乗車定員が11人以上であること。</p> <p>(ウ) 使用の本拠の位置が、市内であること。</p> <p>イ 市長が定める期間内に、新車新規登録を受け、かつ、自動車検査証の交付を受けたものであること。</p> <p>ウ 申請者が、自ら購入代金の全額を支払ったものであること。</p> <p>(2) リース事業者が、申請者となる場合は、リース期間を6年以上とし、当該補助による補助金相当額以上が、使用者が負担するリース料に充当されるものであること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が、使用者となる場合は、当該車両を販売促進活動に使用しない（同車種の燃料電池バスを販売する見込みがない。）こと。</p> <p>(4) 本市以外の他の自治体（福島県を除く。）から、同一の車両を対象とした補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>	<p>車両本体の購入に係る経費</p>	<p>補助対象経費以内の額とし、1,000,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。</p>
<p>燃料電池トラック</p>	<p>(1) 次に掲げる要件を全て満たす新車であること。</p> <p>ア 自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載された事項が、次に該当するものであること。</p> <p>(ア) 燃料の種類が、「圧縮水素」であること。</p> <p>(イ) 用途が、「貨物」であること。</p> <p>(ウ) 車両総重量が、2.5トンを超えていること。</p> <p>(エ) 使用の本拠の位置が、市内であること。</p> <p>イ 市長が定める期間内に、新車新規登録を受け、かつ、自動車検査証の交付を受けたものであること。</p> <p>ウ 申請者が、自ら購入代金の全額を支払ったものであること。</p> <p>(2) リース事業者が、申請者となる場合は、リー</p>	<p>車両本体の購入に係る経費</p>	<p>補助対象経費以内の額とし、1,000,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。</p>

	<p>ス期間を5年以上とし、当該補助による補助金相当額以上が、使用者が負担するリース料に充当されるものであること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が、使用者となる場合は、当該車両を販売促進活動に使用しない（同車種の燃料電池トラックを販売する見込みがない。）こと。</p> <p>(4) 本市以外の他の自治体（福島県を除く。）から、同一の車両を対象とした補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>		
電気バス	<p>(1) 次に掲げる要件を全て満たす新車であること。</p> <p>ア 自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載された事項が、次に該当するものであること。</p> <p>(ア) 燃料の種類が、「電気」であること。</p> <p>(イ) 用途が、「乗合」であり、かつ、乗車定員が11人以上あること。</p> <p>(ウ) 使用の本拠の位置が、市内であること。</p> <p>イ 市長が定める期間内に、新車新規登録を受け、かつ、自動車検査証の交付を受けたものであること。</p> <p>ウ 申請者が、自ら購入代金の全額を支払ったものであること。</p> <p>(2) リース事業者が、申請者となる場合は、リース期間を6年以上とし、当該補助による補助金相当額以上が、使用者が負担するリース料に充当されるものであること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が、使用者となる場合は、当該車両を販売促進活動に使用しない（同車種の電気バスを販売する見込みがない。）こと。</p> <p>(4) 本市以外の他の自治体（福島県を除く。）から、同一の車両を対象とした補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、500,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。
電気トラック	<p>(1) 次に掲げる要件を全て満たす新車であること。</p> <p>ア 自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載された事項が、次に該当するものであること。</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費以内の額とし、500,000円を限度と

	<p>(ア) 燃料の種類が、「電気」であること。</p> <p>(イ) 用途が「貨物」であること。</p> <p>(ウ) 車両総重量が、2.5トンを超えていること。</p> <p>(エ) 使用の本拠の位置が、市内であること。</p> <p>イ 市長が定める期間内に、新車新規登録を受け、かつ、自動車検査証の交付を受けたものであること。</p> <p>ウ 申請者が、自ら購入代金の全額を支払ったものであること。</p> <p>(2) リース事業者が申請者となる場合は、リース期間を5年以上とし、当該補助による補助金相当額以上が、使用者が負担するリース料に充当されるものであること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が、使用者となる場合は、当該車両を販売促進活動に使用しない（同車種の電気トラックを販売する見込みがない。）こと。</p> <p>(4) 本市以外の他の自治体（福島県を除く。）から、同一の車両を対象とした補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p>		<p>し、予算の範囲内で定める額とする。</p>
--	---	--	--------------------------

郡山市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 ㊟
生年月日
(電話 - -)

※申請者欄は全て本人が記入（直筆）してください

※申請者本人の記入（直筆）でない場合は、記名押印してください

※事業者又はリース事業者の場合は、法人名・代表者の職・氏名

郡山市次世代自動車導入補助金交付申請書

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、郡山市次世代自動車導入補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

補助事業の名称	郡山市次世代自動車導入事業	
種別	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池バス <input type="checkbox"/> 燃料電池トラック <input type="checkbox"/> 電気自動車（普通） <input type="checkbox"/> 電気自動車（軽） <input type="checkbox"/> 電気バス <input type="checkbox"/> 電気トラック	
購入費用	円（税込）	
申請額	円	
同意及び誓約事項 （申請者）	<input type="checkbox"/>	申請内容に相違ないこと及び別紙（同意兼誓約事項）の内容について、同意及び誓約します。

※申請者がリース事業者の場合は、使用者についても同意及び誓約事項の確認が必要

同意及び誓約事項 （使用者）	<input type="checkbox"/>	申請内容に相違ないこと及び別紙（同意兼誓約事項）の内容について、同意及び誓約します。
-------------------	--------------------------	--

（代理人氏名）

（電話番号）

(別紙)

同意兼誓約事項

郡山市次世代自動車導入補助金の交付の申請に伴い、下記の事項について同意及び誓約します。
なお、下記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された当該補助金を一部又は全額返還することに同意します。

記

- 1 郡山市税（延滞金含む）の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

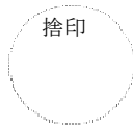
市 民	個人市民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
事業者	法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税

- 2 次の項目には該当しません。

郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者である者

- 3 リース事業者が申請者である場合は、次世代自動車の使用者についても上記の同意兼誓約事項の内容を確認のうえ、同意及び誓約しています。

- 4 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。



事業報告書

補助事業の名称		郡山市次世代自動車導入事業	
種別		<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池バス <input type="checkbox"/> 燃料電池トラック <input type="checkbox"/> 電気自動車（普通） <input type="checkbox"/> 電気自動車（軽） <input type="checkbox"/> 電気バス <input type="checkbox"/> 電気トラック	
申請者	氏名（※1）		
	担当者氏名（※2）		
	住所		
	電話番号		
導入内容	メーカー名		
	車名（通称名） ・型式	車名（通称名）	型式
	車両番号		
	自動車検査証 初度登録年月	年	月
	自動車検査証交付日	年	月 日
	使用者氏名・フリガナ （※3）	（フリガナ） （氏名）	
	使用者生年月日 （※3）		
	使用者住所 （※3）		

※1 事業者又はリース事業者の場合は、事業者名及び代表者の職・氏名

※2 市民の場合記載不要

※3 リース事業者の場合のみ記載

なお、使用者が法人の場合は、使用者生年月日については、記載不要



第3号様式（第5条関係）

年 月 日

郡山市長

住 所
 フリガナ
 リース事業者名
 代表者職・氏名 ㊟
 （電話 — — ）

※申請者本人の記入（直筆）でない場合は、記名押印してください
 ※事業者又はリース事業者の場合は、法人名・代表者の職・氏名

貸与料金の算定根拠明細書

1 リース先

市民・事業者名	
所在地	
代表者職・氏名 ※事業者の場合	

2 リース内容

種別	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> 電気自動車（普通） <input type="checkbox"/> 燃料電池バス <input type="checkbox"/> 電気自動車（軽） <input type="checkbox"/> 燃料電池トラック <input type="checkbox"/> 電気バス <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電気トラック			
メーカー名				
車名（通称名）・ 型式・車両番号	車名（通称名）	型式	車両番号	
リース期間	年間（ か月）			
補助金相当額	国	円	補助金 合計	円
	県	円		
	市	円		
リース料総額	補助金なしの場合	円（税込）		
	補助金ありの場合	円（税込）		
月額リース料	補助金なしの場合	円（税込）		
	補助金ありの場合	円（税込）		



第4号様式（第7条関係）

年 月 日

郡山市長

申請者 住 所

氏 名 ④
(電話 - -)

- ※申請者欄は全て本人が記入（直筆）してください
- ※申請者本人の記入（直筆）でない場合は、記名押印してください
- ※事業者又はリース事業者の場合は、法人名・代表者の職・氏名

処分承認申請書

年 月 日付け（文書の記号）第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業に係る補助対象を処分したいので、郡山市次世代自動車導入補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

補助事業の名称	郡山市次世代自動車導入事業
種別・メーカー名・車名・型式・車両番号	
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他（ ）
処分の時期	
処分の理由	